

特定非営利活動法人日本食道学会 専門医制度規則（定款施行細則第6号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この制度は、食道疾患の診療の健全な発展普及を促し、専門的知識と技術を修得した医師を育成し、もって国民医療の向上に貢献することを目的とする。

第2章 専門医制度委員会

（設置）

第2条 この法人（以下「本学会」という）は、前条の目的を達成するために専門医制度委員会（以下「本委員会」という）を置く。

2. 食道科認定医および食道外科専門医の認定業務を行う目的で、本委員会の下に食道科認定医認定部会（以下「認定医認定部会」という）および食道外科専門医認定部会（以下「外科専門医認定部会」という）を設置する。

3. 食道外科専門医の認定業務を行う目的で、本委員会の下に食道外科専門医認定施設認定部会（以下「施設認定部会」という）、食道外科専門医カリキュラム設定部会（以下「外科専門医カリキュラム設定部会」という）を設置する。

4. 本委員会の構成ならびに運営については、この規則に定めるものの他、別に定められた食道科認定医制度規則、食道外科専門医制度規則による。

（業務）

第3条 専門医制度委員会は、この規則によって以下の業務を行う。

- (1) 専門医制度に関する諸問題を検討する。
- (2) 食道科認定医（以下「認定医」という）の認定のための審査を行い、理事会に承認を求める。
- (3) 食道外科専門医（以下「外科専門医」という）の認定のための審査を行い、理事会に承認を求める。
- (4) 食道外科専門医認定施設（以下「認定施設」という）および食道外科専門医準認定施設（以下「準認定施設」という）の認定のための審査を行い、理事会に承認を求める。
- (5) 食道外科専門医修練カリキュラムの作成および変更を行い、理事会に承認を求める。

（委員の選出）

第4条 本委員会の委員長は、理事の中から理事長が選任し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

2. 本委員会の委員は、理事長、認定医認定部会部会長、外科専門医認定部会部会長、施設認定部会部会長、外科専門医カリキュラム設定部会部会長のほか、本学会評議員若干名で構成する。

3. 本委員会の委員は、本学会評議員の中から本委員会の委員長が選出し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

4. 本委員会に副委員長を置くことができる。副委員長は本委員会の委員のうち、1名を理事長が委嘱する。

（任期）

第 5 条 委員長及び委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。満 65 歳を過ぎると次の社員総会后にその資格を失う。

(欠員の補充)

第 6 条 委員に欠員が生じたときは、本学会評議員の中から補充することができる。任期は前任者の残任期間とする。

(議事の運営)

第 7 条 本委員会は次の各号の要項に従って運営される。

- (1) 委員会の成立は委員現在数の 2/3 以上とし、文書による委任を認める。
- (2) 議事は出席者の過半数の同意によって決する。可否同数の場合は委員長がこれを決する。
- (3) 議事録は委員長が作成し、委員長および議事録署名人(出席委員 2 名)が署名し、事務局に保管する。

第 3 章 食道科認定医認定部会

(業務)

第 8 条 認定医認定部会は、認定医の認定審査を行う。

2. 本部会の構成ならびに運営については、食道科認定医制度規則による。

第 4 章 食道外科専門医認定部会

(業務)

第 9 条 外科専門医認定部会は、外科専門医の認定審査を行う。

2. 本部会の構成ならびに運営については、食道外科専門医制度規則による。

第 5 章 食道外科専門医認定施設認定部会

(業務)

第 10 条 施設認定部会は認定施設および準認定施設の認定審査を行う。

2. 本部会の構成ならびに運営については、食道外科専門医制度規則による。

第 6 章 食道外科専門医カリキュラム設定部会

(業務)

第 11 条 外科専門医カリキュラム設定部会は、食道外科専門医修練カリキュラムの設定および変更を専門医制度委員会に勧告する。

2. 本部会の構成ならびに運営については、食道外科専門医制度規則による。

第 7 章 規則の施行、変更

第 12 条 この規則は、本委員会ならびに理事会の議を経て、評議員会の承認を受けて変更又は廃止することができる。本規則の改廃は社員総会で報告しなければならない。

附則

- (1) この規則は、平成 21 年 12 月 5 日から施行する。
- (2) この規則は、平成 22 年 3 月 6 日から改定する。
- (3) この規則は、平成 23 年 9 月 26 日から改定する。
- (4) この規則は、平成 24 年 3 月 27 日から改定する。
- (5) この規則は、平成 26 年 4 月 18 日から改定する。
- (6) この規則は、平成 29 年 6 月 14 日から改定する。
- (7) この規則は、平成 30 年 6 月 27 日から改定する。
- (8) この規則は、令和元年 6 月 5 日から改定する。
- (9) この規則は、令和 3 年 7 月 13 日から改定する。